様式1号（第5条関係）

　年　月　日

さいたま市長　あて

さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区　企画認証申請書

事業者等名称

代表者等氏名

以下について、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度に

もとづく企画認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 街区名称 |  |
| 街区所在地 |  |
| 街区整備完了予定日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 整備内容 | 別紙のとおり |

【連絡先・担当者】

〒　　　－

（事業所等所在地）

（担当者部門等名称）

（担当者氏名）

（担当者連絡先\_電話）

（メールアドレス）

様式1号（第5条関係）

【確認欄】

□ 暴力団の利益になる事業ではありません。

□ さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度実施要綱第１２条の各号に規

定に該当するときは、企画認証及び本認証をしません。また、決定後にその旨が判明

したときは、決定を取り消すことに異議ありません。

□ 申請書及び法人登記簿に記載されている情報を暴力団排除のため、必要に応じ、関係

する官公庁へ照会することに同意します。なお、前記のことについては、役員全員が了承していることを確認しています。

代表者署名

（自署又は記名押印　※電子申請の場合は記名のみ）

様式1号別紙

整備内容調書

1. 事業概要
   1. 事業主体
   2. 整備面積
   3. 整備住宅戸数
   4. 整備内容
      1. 住宅性能基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認証区分 | 基準1 | 該当 |
| 💎 Ruby | 住宅街区に整備する住宅全てがZEHフォローアップ委員会の規定する「ZEH」基準を満たす住宅であること。  さらに、住宅街区に整備する住宅全てが一般社団法人 「20年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会」が規定する「HEAT20」G1基準（地域区分：６）の外皮平均熱貫流率（UA値）を満たす住宅であること。 |  |
| 💎 Sapphire | 住宅街区に整備する住宅全てがZEHフォローアップ委員会の規定する「ZEH」基準を満たす住宅であること。  さらに、住宅街区に整備する住宅のうち3/4以上が一般社団法人 「20年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会」の規定する「HEAT20」G2基準（地域区分：６）のUA値を満たし、かつ残りが同研究会の規定する「HEAT20」G1基準（地域区分：６）のUA値を満たす住宅であること。 |  |
| 💎 Emerald | 住宅街区に整備する住宅のうち1/4以上はZEHフォローアップ委員会が規定する「ZEH+」の基準を満たし、かつ残りが同委員会の規定する「ZEH」の基準を満たす住宅であること。  さらに、住宅街区に整備する住宅のうち1/4以上が一般社団法人 「20年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会」の規定する「HEAT20」G3基準（地域区分：６）のUA値を満たし、かつ残りが同研究会の規定する「HEAT20」G2基準（地域区分：６）のUA値を満たす住宅であること。 |  |

* + 1. 住宅設備基準

　(ア)から(オ)の設備種別ごとの仕様については、別表２のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認証区分 | 基準 | 該当 |
| 💎 Ruby | 街区内全ての住宅に、  (ア)太陽光発電設備  （イ）ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）  の２設備を有していること。 |  |
| 💎 Sapphire | 「Ruby」に加え、街区内全ての住宅に  （ウ）高効率給湯器  の設備を有していること。 |  |
| 💎 Emerald | 「Sapphire」に加え、街区内全ての住宅に  (エ)家庭用蓄電池  （容易に持ち運びが出来るポータブル型のものを除く）  (オ) Ｖ２Ｈ（ビークル・トゥ・ホーム）システム  のうちいずれか１設備を有していること。 |  |

* + 1. レジリエンス性の確保基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認証区分 | 基準 | 該当 |
| 💎 Ruby | 災害への備えとして発電設備を設置することで、各戸において自力で発電すること及び雨水利用等により雑用水利用ができる仕組みを有すること。 |  |
| 💎 Sapphire | 「Ruby」に加え、住宅開発事業者等が主導し、安心・安全な生活環境を設けること。 |  |
| 💎 Emerald | 「Sapphire」に加え、住宅街区内の電線類を地中化し、災害時の電線倒壊等による被害を最小限にする仕組みを有すること。  　または、住宅街区内において災害時にも一定期間自立したエネルギー供給体制を構築すること。 |  |

* + 1. 住民同士のコミュニティの形成基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認証区分 | 基準 | 該当 |
| 💎 Ruby | 住宅開発事業者等が主導し、街区内の住宅各戸に住宅街区居住民同士の交流が促進されるような環境を設けること。 |  |
| 💎 Sapphire | 住宅街区内の良好な街並みの形成、地域コミュニティの醸成、子どもの遊び場の確保などを目的としたコモンスペース（住宅街区の居住者により共同で利用できる空間）が整備されていること。 |  |
| 💎 Emerald | 「Sapphire」に加え、住民同士の交流を目的とした、住宅街区居住者全世帯参加による組合等を設置すること。なお、住宅開発事業者が組合の運営を支援することでワークショップを開催するなど、組合の活発な活動の継続に努めること。 |  |